

上横屋遺跡発掘調査報告書

(韋崎市藤井町北下條字上横屋543番1外地点)
—宅地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—

2023年3月

韋崎市教育委員会
アトム不動産株式会社

上横屋遺跡発掘調査報告書

(韋崎市藤井町北下條字上横屋 543番1 外地点)
—宅地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—

2023年3月

韋崎市教育委員会
アトム不動産株式会社

序 文

韮崎市は武田発祥の地であり、武田氏ゆかりの史跡が数多く残っております。武田氏最後の城である史跡新府城跡、甲斐武田家の祖武田信義が元服したと伝えられる武田八幡神社本殿、願成寺の重要文化財の木造阿弥陀如来坐像、信義の要害と伝えられる史跡白山城跡や信玄の治水思想を伝えるとされる史跡御勅使川旧堤防（将棋頭）など、挙げ始めれば枚挙に暇のないほどであります。

本報告書の上横屋遺跡（韮崎市藤井町北下條字上横屋 543番1 外地点）は、藤井町北下條字上横屋に所在します。本遺跡が所在する地域は、通称藤井平と呼ばれ江戸時代には「藤井平五千石」と称されるほどの山梨県内有数の穀蔵地帯でした。そして古来よりこの肥沃な土地を背景に、先人たちが生活を営んでいた痕跡が発掘調査によって数多く確認されてきました。

本遺跡においても、これまでに個人住宅の建設や道路新設工事等に伴う多くの発掘調査により、主に弥生～古代までの幅広い時代の人の営みの痕跡を得ております。

今回の調査においても、古代の遺構などが検出されました。調査地は終了後に、宅地となりましたが、事業者をはじめとする関係者のご理解とご協力のなかで、記録保存され、本報告書の刊行となりました。

事業者を初めとする関係者の方々へ改めて感謝を申し上げます。

令和5年3月31日

韮崎市教育委員会教育長

教育長 堀川 薫

例　　言

1. 本書は韮崎市藤井町の宅地造成に伴う上横屋遺跡（藤井町北下條字上横屋 543 番 1 外地点）の発掘調査報告書です。
2. 発掘調査および整理作業は、アトム不動産株式会社から発掘調査委託を受けた韮崎市教育委員会が行いました。
3. 本書の編集・執筆は半澤直史が担当しました。
4. 整理作業および本報告書の作成は、韮崎市教育委員会が実施しました。
5. 発掘調査業務の内、基準点測量業務・空中写真撮影及びオルソ画像作成業務・平面図化作業を、(株)テクノプランニングに委託を行いました。
6. 本書に関わる出土品・諸記録は韮崎市教育委員会において保管されています。
7. 調査組織
　　調査主体　　韮崎市教育委員会
　　調査担当　　半澤直史（韮崎市教育委員会）
　　韮崎市教育委員会
　　教育長　堀川　薰、課長　佐藤道平
　　文化財担当　閔間俊明、渋谷賢太郎、
　　半澤直史
8. 調査を進めるにあたり、次の方々から協力を得ました。
　　調査関係者（順不同、敬称略）
　　原　義仁、小幡敬一、中村哲夫、土屋二郎、
　　石原ひろみ、土屋啓子、深沢眞知子
　　最後に、発掘調査・整理作業・報告書刊行に尽力をいただきました方々、調査にご理解を下さいました地元住民の方々、事業の関係者各位に御礼申し上げます。

凡　　例

1. 報告に関わる名称については以下の通り記載する。

調査区	調査区	—	CH
遺構	溝状遺構	—	MZ
	土坑	—	SD

2. 遺構・遺物・セクションの実測図の縮尺は、原則として以下の通りである。

遺構	溝状遺構	—	1/120
土坑		—	1/20
遺物	土器	—	1/2
セクション		—	1/100

目　　次

序　文

例　言

凡　例

本文目次

第1章　序　説

- 第1節　調査に至る経緯
- 第2節　遺跡の立地と環境

第2章　調査方法と基本層序

- 第1節　調査方法
- 第2節　基本層序

第3章　出土した遺構と遺物

- 第1節　遺構
- 第2節　出土遺物

第4章　まとめ

図版目次

- 第1図　上横屋遺跡調査位置図（1/50,000）
- 第2図　上横屋遺跡調査位置図（1/5,000）
- 第3図　調査区内遺構完掘状況図（1/400,1/200）
- 第4図　調査区北壁土壤堆積状況図（1/100）
- 第5図　上横屋遺跡出土土器（1/2）

写真資料

抄録

第1章 序説

第1節 調査に至る経緯

周知の埋蔵文化財包蔵地である上横屋遺跡地内（藤井町北下條字上横屋 543 番 1 外地点）で宅地造成事業があり、アトム不動産株式会社から文化財保護法第 94 条に関わる届出が韮崎市教育委員会（以下市教委）へ提出された。市教委では、計画予定地が埋蔵文化財包蔵地であり、本遺跡及び隣接する遺跡から数多くの埋蔵文化財が確認されていることから、宅地分譲地内において試掘調査の必要がある意見を付して山梨県観光文化部 文化振興・文化財課（以下山梨県）に経由進達を行った。

後日、山梨県から試掘調査の指示が出され、試掘調査の結果、事業計画地内で遺構・遺物が検出された。

調査後に事業者と協議を行い、道路新設箇所であることから、現地保存不可能であるとの協議結果となった。

これらの試掘調査結果から、現地保存不可能な箇所のみ記録保存を目的とした発掘調査を韮崎市教育委員会で実施することとなった。

第2節 遺跡の立地と環境

韮崎市は、山梨県の北西部に位置している。市内周囲は、北に八ヶ岳、西に鳳凰三山、東に茅ヶ岳と三方を山に囲まれている。また市内中心部には、八ヶ岳の山体崩壊に伴う韮崎岩層流と塩川・釜無川の流れによって形成された七里岩台地があり、台地の西には釜無川、東に塩川という二大河川が流れている。東西にやや長い市域は、河川の開析などによって複雑な様相を呈しており、大きく釜無川右岸・七里岩台地・藤井平・塩川左岸の4つの地域に分けることができる。

本調査対象地の上横屋遺跡（藤井町北下條字上横屋 543 番 1 外地点）は、韮崎市藤井町北下條字上横屋に所在し、4つの地域の藤井平の地域に位置する。この地域は西側に七里岩台地、東側に塩

川に挟まれた塩川右岸の低位河岸段丘上に位置する。

藤井平というのは、江戸時代から見られるこの地域一帯の通称のことである。『甲斐国志』では、「穴山ヨリ南小田川・駒井・坂井・中条・下条・韮崎等ノ数村ヲ里人ハ藤井庄五千石ト云其田膏ユニ名アリ慶長古高六千百余石後又千五六百石ヲ増ス西ハ片山新府ノ台、東ハ塩川ヲ帶ビ北ハ桐樹川ヲ界ヒトシ藤井渠ヲ穿ツ水利自在ヲ得テ夏時水田トシ冬陸田トナス且諸村ノ末二居リ余水衆来ルヲ以テ田地殊二肥饒ナリ」（『甲斐国志』古跡部第十）とあり、近世においても著名な穀倉地帯であったことがわかる。

上横屋遺跡は、これまで多くの発掘調査が行われている遺跡であり、本調査地点は、東側に塩川が流れる住宅地内の中にある。この遺跡は、縄文時代から奈良・平安時代まで幅広い時期の遺構・遺物が確認されており、特に弥生～平安時代の調査結果を多く残している遺跡である。

第2章 調査方針と基本層序

第1節 調査方法

工事設計図面から調査範囲を設定したのち、重機を使用して遺物包含層まで表土剥ぎを行い、その後移植ゴテ等を使用して人力で遺構確認を行った。確認された遺構は、構築年代が新しいものから順次行うように努めたが、新旧関係不明な遺構等については同時に調査を行い、土層観察により新旧関係を把握した。また適宜トレンチを設置して状況把握に努めた。

土坑は、半裁して堆積状況を確認した後、完掘状況を行った。遺構はセクションベルトを設定し、適時層序観察を行いながら堆積状況を確認した。

検出した遺構は、遺構内外問わず原位置がある程度わかるものは、光波測量機器を使用して個別に取り上げた。

遺構の実測においては、基準点を設置し、国家座標を付け、トータルステーションや空撮による測量を実施した。

調査区及び遺構の図版は、その成果と市教委の測量成果を元に作成している。写真撮影についてはデジタルカメラを使用し、調査状況・遺構・遺物出土状況・完掘状況等の撮影を適宜行った。

第2節 基本層序

基本層序は、最も土層観察に適していた、調査区南側セクションに設置した。

層序は上位から下位に I 灰白土層（耕作土）、II 黄橙色土層（耕作土床土）、III 褐灰色土層（遺構確認面）に分けられる。これらの層序は概ねであるが、本調査区域では基本的にこの層序で共通している。

第3章 出土した遺構と遺物

第1節 遺構

1号溝状遺構（M Z 1）

調査区の西端から検出した。東西幅約 12 m の大規模な溝状の遺構である。深さは約 2 m で傾斜は緩く、なだらかに南方向に傾斜する。

遺構の中央には窪地のような穴が三ヶ所確認し、北西には礫が集中して検出された。また遺構の一部は 3 号溝状遺構によって削られていた。

遺構の底は砂利交じりの砂質層であり、河川跡等の流水路の性格が考えられる。

遺構内から 27 点の遺物が検出され、いずれも土師器である。

2号溝状遺構（M Z 2）

1号溝状遺構の西側から検出した。東西幅約 2 m で、深さは約 15 cm の溝状遺構である。なだらかな傾斜で南方向に下っている。断面は皿状であるが、遺構内の中央から北側にかけて礫が密集していた。

遺構としての性格は、人工的な溝というよりも自然の流路の可能性が考えられる。

遺構内から 21 点の土器片を検出した。

3号溝状遺構（M Z 3）

調査区中央、1号溝状遺構の西側の一部を削る状況で検出された。覆土は、明黄褐色の砂利とこぶし大程の石が混ざる堆積状況であった。土砂崩れのような様相とも推測されるが、遺構の性格は不明である。

遺構から遺物は、検出されなかった。

1号土坑（S D 1）

調査区の西側の南壁から検出した。東西幅約 4 m で、深さは約 10 cm のやや方形状の遺構である。形状からして、竪穴状遺構の可能性も考えられるが、検出状況が遺構の北端のみであることから、遺構の性格の把握は困難であった。

遺構内からは、中世の火入れの口縁部が確認されている。

第2節 遺物

本調査では、主に弥生時代～古墳時代の遺物が検出された。弥生時代の遺物は調査区内で検出された壺・甕類の破片で、櫛描波状紋の痕が確認出来る。

古墳時代の遺物は主に 1 号溝状遺構（M Z 1）と 2 号溝状遺構（M Z 2）から検出された。1 号溝状遺構では、27 点の遺物が検出された。その内の 4 点が接合及び復元可能となり、形状から球胴甕と考えられる。2 号溝状遺構からは、21 点の遺物を検出し、その内接合可能なものを復元し土師質の甕を確認した。また接合は出来なかったが甕の口縁部と考えられる土器片も出土している。

また 1 号土坑（S D 1）では、殆ど遺物が検出されなかったが、中世の火入れの口縁部 1 点を検出した。

第4章 まとめ

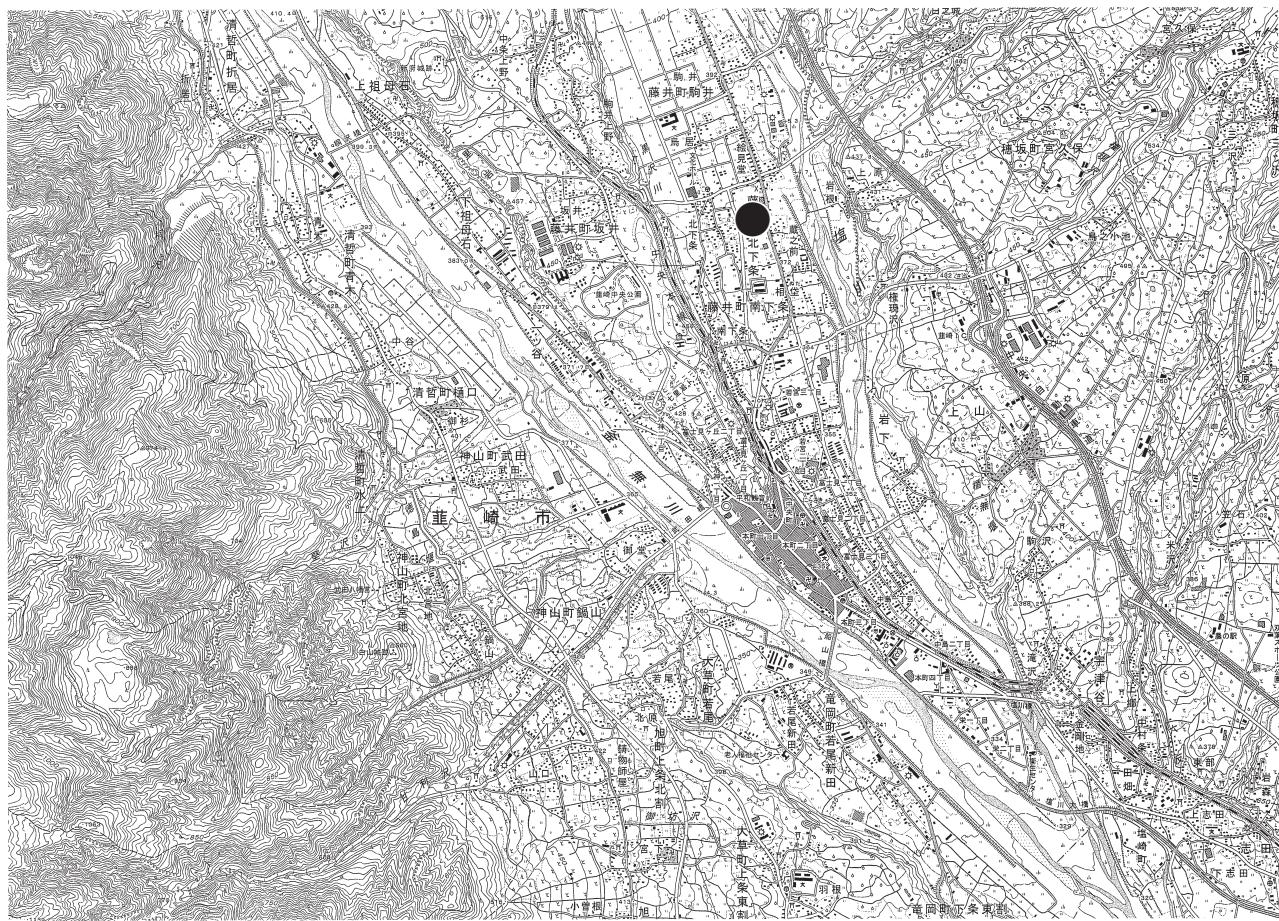
本調査では主に溝状遺構を中心とした遺跡が確認された。溝状遺構は、全容は確認出来なかつたが堆積状況から自然流路の可能性が考えられる。

出土遺物は主に弥生時代から古墳時代のものが中心であり、特に2号溝状遺構（MZ2）から検出された總是、県内でもあまり類例のない遺物であるため、貴重な成果といえるだろう。

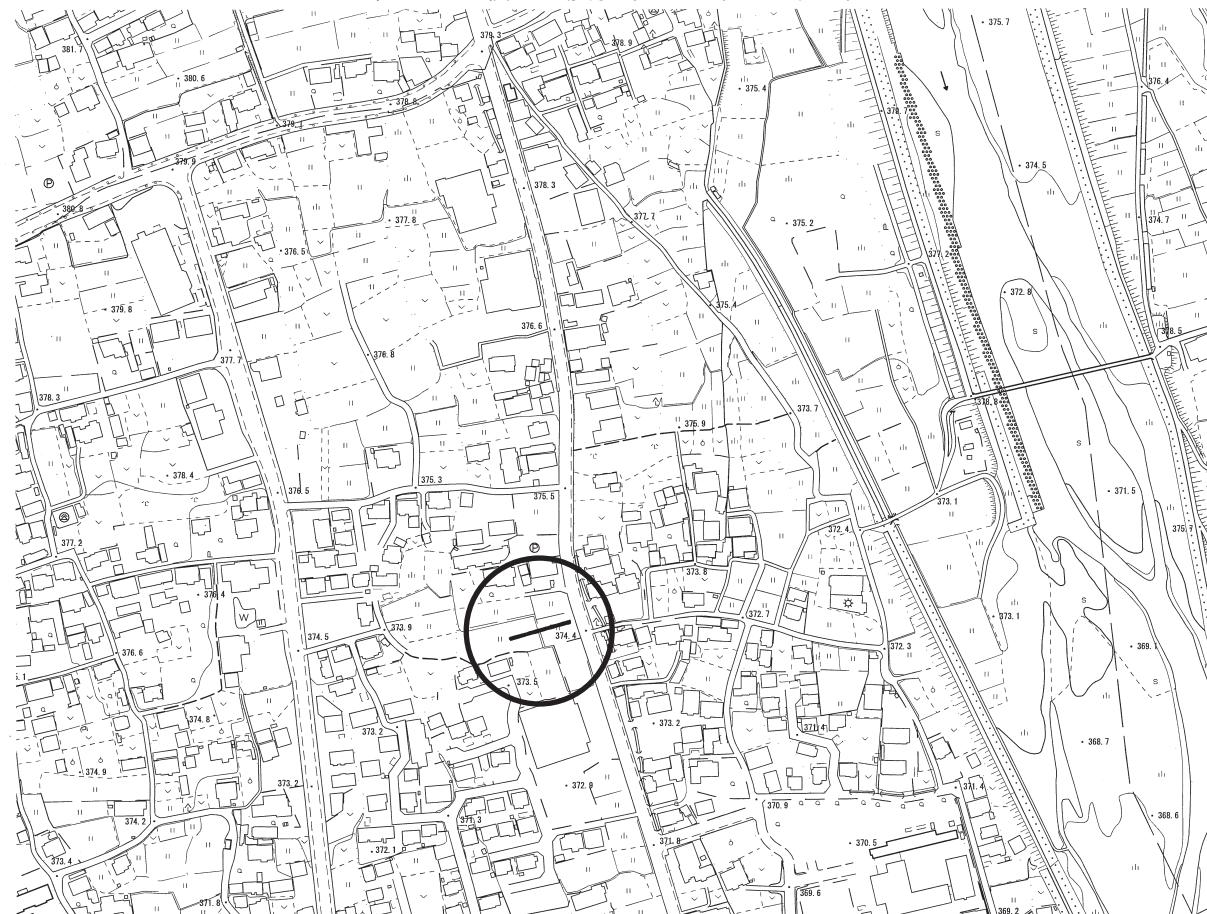
このような遺物が検出されたことから、本調査で全容を解明出来なかつたが、近隣に總是使用する集落等があった可能があるだろう。

また別の遺構では、中世の遺物も確認されている。この遺物のみで断定は出来ないが、本調査周辺は弥生時代～古墳時代と中世の2時期の土地利用の痕跡があつた可能が考えられる。

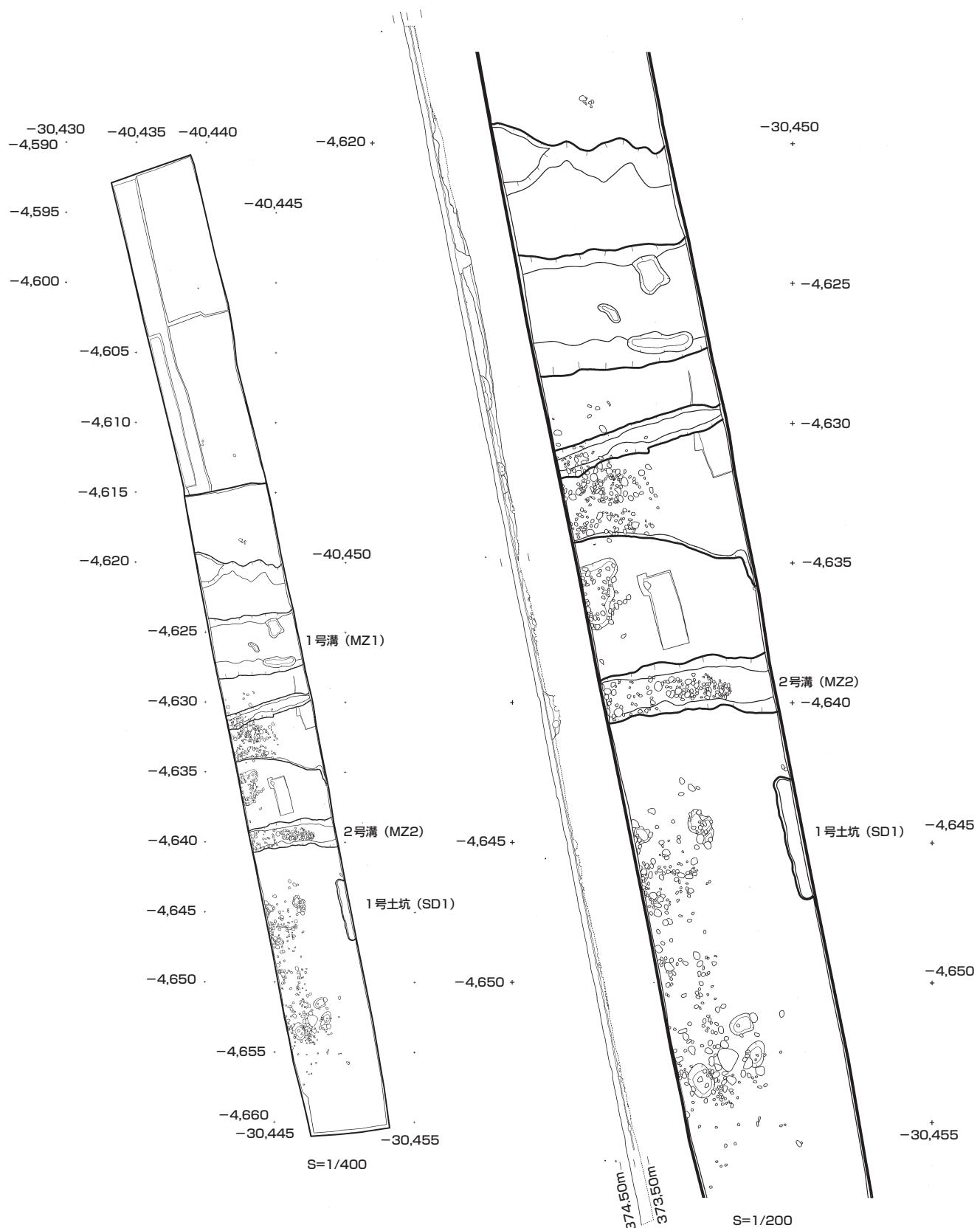
本調査は約430m²と狭小ではあったが、現在地域で伝えられていない新たな一面が垣間見える痕跡が確認出来た重要な調査成果であったといえるだろう。



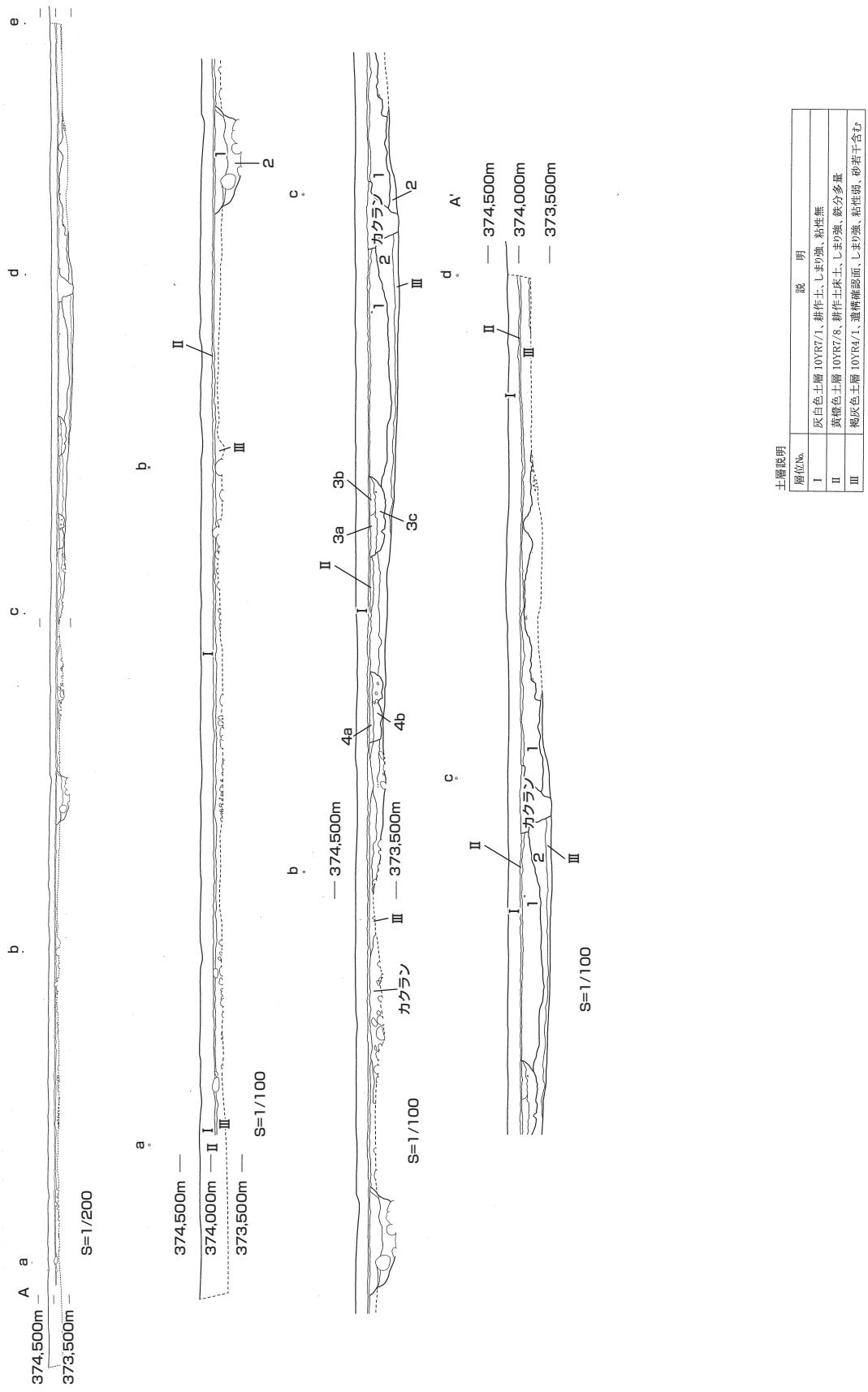
第1図 上横屋遺跡調査位置図 (S=1/50,000)



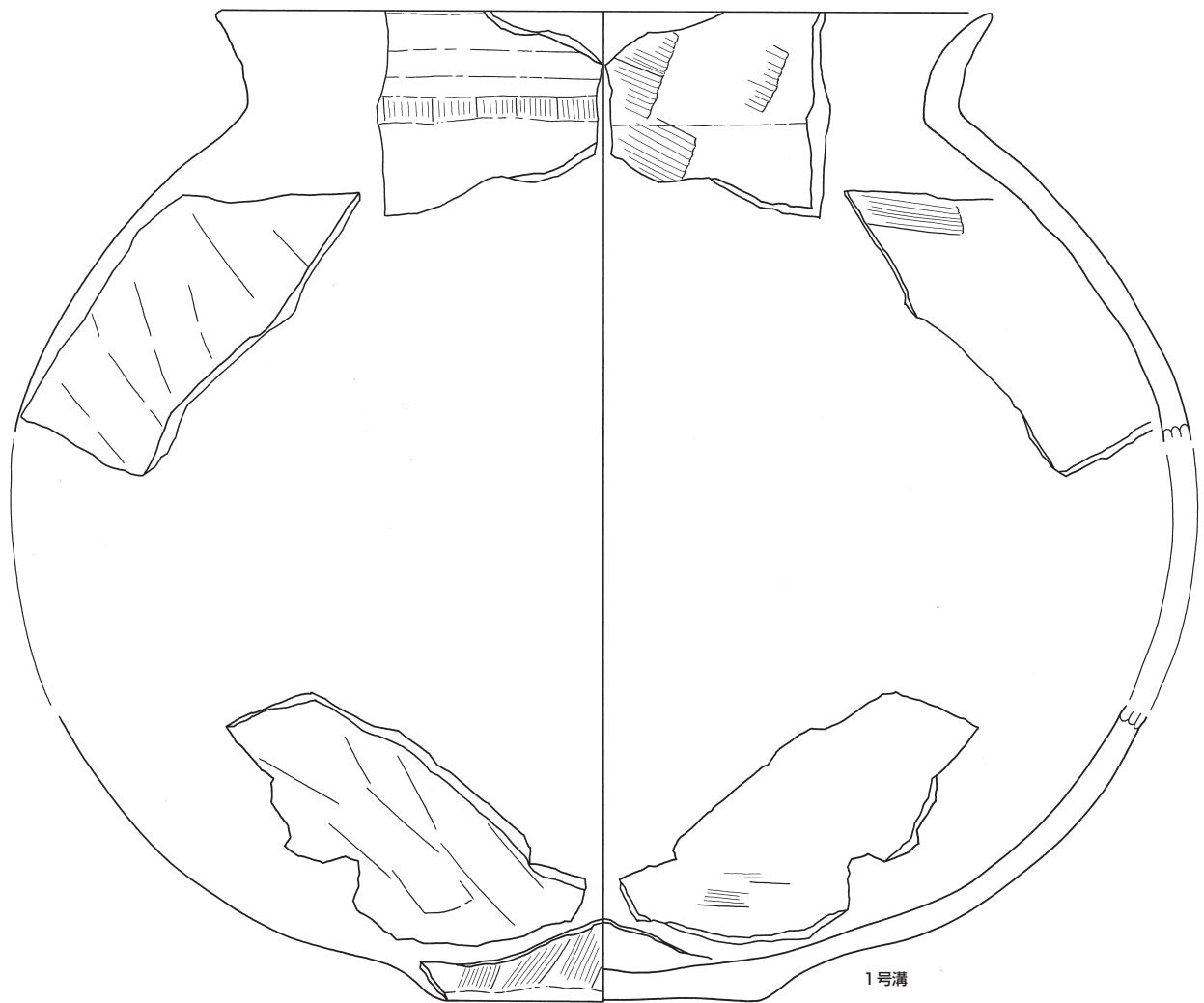
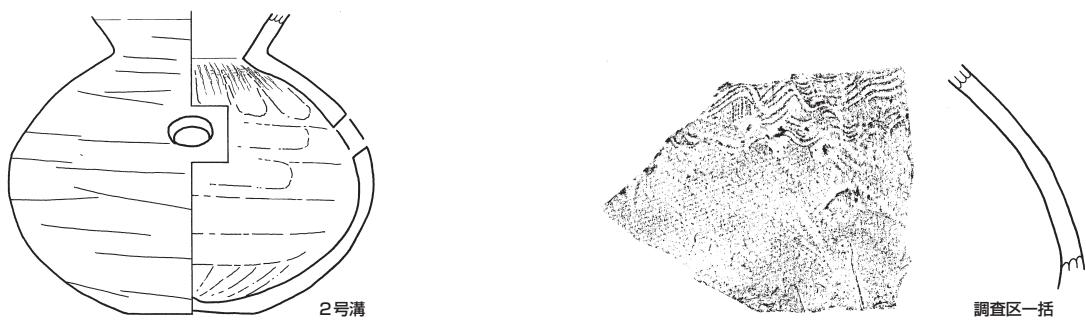
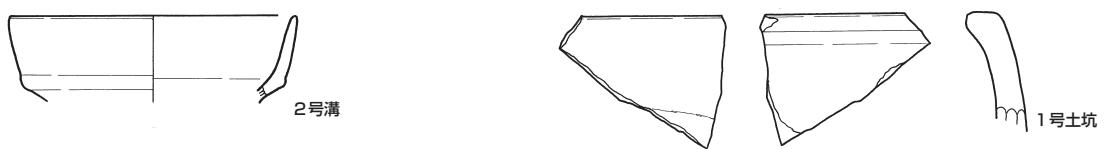
第2図 上横屋遺跡調査位置図 (S=1/5,000)



第3図 調査区内遺構完掘状況図



第4図 調査区北壁土壤堆積状況図



第5図 上横屋遺跡 出土土器 ($S = 1/2$)

写真図版 1



調査区周辺景観



調査区全景



調査区北側土層堆積状況

写真図版 2



2号溝状遺構（MZ 2）遺物検出状況



1号・3号溝状遺構（MZ 1・MZ 3）完掘状況



2号溝状遺構（MZ 2）完掘状況

写真図版 3



1号土坑（SD 1）完掘状況



調査状況



出土遺物（壺）

報告書抄録

ふりがな	かみよこやいせきはっくつちょうさほうこくしょ
書名	上横屋遺跡（韮崎市藤井町北下條字上横屋543番1外地点）発掘調査報告書
副書名	宅地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
編著者名	半澤直史
編集機関	韮崎市教育委員会
住所	〒407-8501 山梨県韮崎市水神 1-3-1
発行年月日	令和5年3月31日
ふりがな	しもよこやいせき
所収遺跡名	下横屋遺跡
所在地	山梨県韮崎市藤井町北下條字上横屋543番1外
市町村コード	19207
遺跡番号コード	F-40
調査期間	令和3年8月～令和5年3月
調査面積	430 m ²
調査原因	宅地分譲事業
種別	集落跡
主な時代	弥生時代・古墳時代
主な遺構	溝状遺構・土坑
主な遺物	埴・球胴甕
特記事項	

上横屋遺跡発掘調査報告書

(韮崎市藤井町北下條字上横屋543番1外地点)
—宅地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—

発行日 2023年3月31日

発行 韮崎市教育委員会
〒407-8501
山梨県韮崎市水神一丁目3-1
TEL 0551-22-1111 (代表)

印刷 有限会社タクト